

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務

業務仕様書

令和 8 年 8 月

岩 手 県

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務委託仕様書

1 委託業務名

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務委託

2 業務の目的

障害福祉サービス事業所等において人材確保が課題となっていることを踏まえ、高校生、大学生、専門学校生等の若年層を主な対象として、障がい福祉分野で働くことのやりがいや魅力を発信し、将来的な就職先としての認知度向上及び人材確保につなげることを目的とする。

3 実施期間

契約日から令和9年3月19日までとする。

4 事業対象

以下のいずれか（以下、「事業所」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業、障害児入所施設又は障害児相談支援事業を行う事業者

5 事業内容

(1) 障がい福祉の仕事の魅力発信動画の制作

県内の事業所において働く職員の姿や仕事の魅力を紹介する動画を制作する。

ア 取材先

受託者が提案し県が承認した県内の事業所5か所以上とする。ただし、取材先の選定にあたっては、県も県内の事業所に対しての周知・協力依頼等の対応を行うものとする。

イ 動画内容

以下の内容を盛り込むこと。また、ドキュメンタリー形式等、視聴者が職業としての魅力を具体的にイメージできる内容・構成とすること。

- ・ 障がい福祉の仕事の魅力及び社会的意義
- ・ 現場職員のインタビュー
- ・ 仕事内容の紹介
- ・ 働きがい、成長実感、キャリア形成
- ・ 職場環境及び働きやすさ
- ・ その他若年層が興味を持つ構成・演出

ウ 制作本数等

1 事業所につき次の本数を制作すること。ただし、動画の長さについては、企画提案者の提案により変更することができるものとする。

	制作本数（合計本数）	時間の目安
本編動画	1 本以上（5 本以上）	3 分程度
ショート動画	2 本以上（10 本以上）	15 秒以上 30 秒以下

エ 動画仕様等

- ・ ショート動画は本編動画及び(2)で制作するパンフレットへの誘導を意識した内容とすること。
- ・ 本編動画は 16：9 の横型動画とすること。
- ・ ショート動画は 9：16 の縦型動画とすること。
- ・ 解像度はフルHD（1920×1080）以上とすること。
- ・ テロップ及び字幕を挿入すること。
- ・ BGM及び効果音を適切に使用すること。
- ・ YouTube 及び Instagram 等の SNSでの活用を想定した編集を行うこと。

オ 成果品

成果品は以下のものを電磁的記録媒体に格納して 1 式納品すること。なお、媒体の種類については県と協議の上決定するものとする。

- ・ 動画データ（MP4 形式）
- ・ サムネイル画像

（2）障がい福祉の仕事の魅力発信パンフレットの制作

上記(1)の内容を文字でも伝えるため、障がい福祉の仕事の魅力等を紹介するパンフレットを制作すること。

ア 掲載内容

以下の内容を基本とする。

- ・ 障がい福祉の仕事の概要
- ・ 障がい福祉分野で働く魅力
- ・ 若手職員や現場職員の声
- ・ キャリアパスの紹介
- ・ 職場環境や働きやすさに関する情報
- ・ 各事業所の特色
- ・ 採用に関する情報
- ・ 動画コンテンツへの誘導

イ 制作仕様

閲覧しやすいデザインとし、以下の 2 種類を制作すること。

① 通常版

パソコン及びタブレット端末での閲覧に適したレイアウトとすること。

② スマートフォン向け縦型版

- ・ スマートフォン閲覧に最適化した縦型レイアウトとすること。
- ・ SNSからの閲覧を想定した構成とすること。

ウ 成果品

成果品は以下のものを電磁的記録媒体に格納して1式納品すること。なお、媒体の種類については県と協議の上決定するものとする。

- ・ デジタルパンフレット（PDF形式）
- ・ デジタルパンフレット編集可能データ一式

6 事業実施の報告

- ・ 契約締結後、受託者は毎月の事業実施状況及び今後の見通しについて、翌月10日までに別に定める様式により県に報告すること。
- ・ 事業実施後においては、事業実績報告書及び成果品等を県に報告すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めるほか、本仕様書に定めのない事項、業務の実施に関する必要事項及び事業内容の変更等については、その都度、県と協議すること。
- (2) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部であって、あらかじめ県の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (3) 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。
- (4) 成果物に第三者の権利侵害が生じないよう必要な措置を講じること。
- (5) 撮影対象者及び事業所に対して十分な説明を行った上で、必要な同意及び協力を得て撮影等の業務を行うこと。
- (6) 本業務の履行に当たり、事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、特に以下の点について留意すること。
 - ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
 - イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。
 - ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も甲に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したと

きは、県の指示に従い、速やかに個人情報を変還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知)第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。